

連絡会規約

(第1条) 目的

本会は訪問リハビリ従事者等の交流をはかり、併せて会員相互の研鑽と訪問リハビリテーションの発展に寄与する事を目的とする。

(第2条) 名称

本会は訪問リハビリテーション連絡会と称する。

(第3条) 事業

本会は第1条の目的達成のために次の事業を行なう。

- ①情報交換
- ②勉強会
- ③その他

(第4条) 構成

この会は訪問リハビリテーションに従事している者を中心に、参加希望者により構成される。

(第5条) 理事会

本会の理事会は連絡会において選出されるものとする。

また、理事会は理事と事務局長とで構成されるものとする。

理事会において、代表一名を選出することとする。

(第6条) 理事の任務

- ① 理事は本会を代表し、会務を運営・統括する。
- ② 本会の金銭出納について総会で報告しなければならない。

(第7条) 理事の任期

理事の任期は2年とし、一度に半数以上が交代しないものとする。

(第8条) 総会

総会は毎年定時期に会員の過半数以上の出席を持って実施する。

臨時総会は理事、または会員の1/3以上が必要と認められた時に実施する。

(第9条) 総会の決議事項

総会での決議事項は次の通りとする。

- ① 一般決議：総会出席1/2以上の賛成をもって決する。
 - イ.規約の改廃
 - ロ.その他、一般事項
- ② 特別決議：総会員の2/3以上の賛成をもって決する。
 - イ.理事の罷免決議
 - ロ.連絡会解散決議

(第10条) 経費

本会の運営経費は、原則会員からの会費と本会の活動に協賛する関係団体等からの寄付金をもって財源とする。

(第11条) 会費

- ① 一般会費は連絡会参加毎に徴収する
- ② 特別会費は必要に応じて臨時に徴収する事がある。

(第12条) 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までの1年間とする。

(第13条) 入会

届出がなされた場合をもって、入会とする。

(第14条) 退会

届出がなされた場合をもって、退会とする。

(第15条) 付則

本規約は平成13年5月18日より施行する。

本規約は平成19年6月15日から一部改正により施行する。

本規約は平成21年6月19日から一部改正により施行する。

本規約は平成22年5月21日から一部改正により施行する。

本規約は平成23年6月17日から一部改正により施行する。

本規約は平成24年6月21日から一部改正により施行する。